

弊行における経営者等からの個人保証受入れに関する対応について、ご説明します。

1. ご融資する際の基本的な考え方

弊行では、お取引先へのご融資にあたっては、担保・保証に過度に依存せず、事業からのキャッシュフローを重視し、お取引先の経営状況、資金用途等を総合的に勘案し検討いたします。

2. 取組み方針

弊行では、経営者保証は原則受け入れを行わない方針で、ご融資を検討いたします。

ただし、「経営者保証に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます。）」（2013年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会）で求められる要件※が充足されていない場合は、経営者保証をお願いすることがございます。

※経営者保証に関するガイドラインにおける要件（✓は弊行が設けているチェック項目例）

- ① 法人と経営者の資産・経理の分離が図られているか
 - ✓ 経営者の個人的な支出と法人の費用支払が明確に区分されている
 - ✓ 事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付、または経営者から法人への貸付が行われていない など
- ② 財務状況の適時適切な情報開示が図られているか
 - ✓ 税理士等が検証を実施した法人決算書及び勘定科目明細のほか、弊行からの求めに応じて、試算表・資金繰表等の適切な開示がある
- ③ 財務基盤、償還力の強化が図られているか
 - ✓ 実質資産超過である、経常利益が2期連続黒字である など

経営者保証をお願いした場合には、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要になるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」について、具体的かつ丁寧にご説明いたします。

以上

2023年7月21日現在